

平成30年度 第14回富里市教育委員会定例会議 会議録

富里市教育委員会

- 1 期 日 平成31年3月22日(金)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時48分
- 2 場 所 本庁舎3階第3会議室
- 3 出席委員 教 育 長 國 本 與 一
教育長職務代理者 森 田 惠 子
委 員 田 口 明
委 員 川 口 泰 弘
- 4 欠席委員 委 員 會 田 直 子
- 5 出席職員 教 育 次 長 中 嶋 保 雄
教育総務課長 中 津 義 孝
参事兼学校教育課長 竹 尾 裕 之
学校給食センター所長 押 尾 忠 久
生涯学習課長 梶 山 健 二
図書館長 荒 居 富 男
- 6 事務局職員 教 育 総 務 課 小 川 正 久

平成31年4月25日

署 名 人

署 名 人

会議録作成人

1 教育長開会宣言

【教育長】平成30年度第14回富里市教育委員会定例会議を開会する。

2 前回会議録の承認

平成30年度第13回定例会議会議録承認

(署名人：森田委員，田口委員)

3 教育長報告

本日は、皆様に出席いただき誠に感謝する。

平成30年度末を迎え、幼稚園、小・中学校がおかげさまで大過なく春休みを迎えられる見込みとなった。委員の皆様には、この一年間、様々な協力をいただき厚く御礼申し上げる。

本日の会議は、議案、協議事項、報告事項、その他の内容となっている。特に議案が多数あるので、会議が円滑に進むよう協力をお願いする。

それでは、出席行事等について報告する。

3月1日から小学校で、順次「とみの国検定」の合格証交付を行った。

7日、社会教育委員会議が開催され、社会教育関係団体の認定取消や認定等について議題となった。

12日、富里中学校卒業式に出席した。卒業生は261名である。

13日、市議会3月定例会が全議案可決されて、閉会した。

14日、富里特別支援学校卒業式に出席した。高等部卒業生は29名であった。進路先は、就職が6名、福祉施設利用や福祉施設への就労等が26名ということである。

15日、富里小学校卒業式に出席した。卒業生は97名である。

18日、国立歴史民俗博物館の第一展示室リニューアルオープンに伴う記念式典に出席した。

19日、向台こども園卒園式に出席した。卒園生は25名であった。

20日、学校給食センター運営委員会に出席した。

今後の予定について、4月には、幼稚園入園式、小・中学校入学式等がそれぞれ行われるので、委員の皆様に出席をお願いする。

4 教育委員報告

【委員】3月12日をはじめとして14日、15日にかけて中学校、幼稚園、小学校の卒業式、卒園式が行われ、委員それぞれが出席した。三日間とも温かく穏やかで春を感じさせる卒業式日和であった。私は富里北中学校と富里第一小学校の卒業式に参加した。富里北中学校の卒業生は

87名で、卒業証書を授与された姿はとても立派であった。また、答辞は女子生徒による呼びかけで始まり、その内容は、仲間とともにいろいろなことに挑戦し、ともに励み、精いっぱい頑張ってきた3年間の中学校生活の様子やその時々のお思いが豊かに表現され、素晴らしいものであった。答辞の結びは「仰げば尊し」の合唱であった。男子生徒の独唱から徐々に広がった歌声は、最後に卒業生全員の力強い歌声となって会場いっぱいに響き渡った。本当に感動的であった。全員が高校に進学することであるが、高校生活においても仲間を大切にしながら、さらに成長してほしいと感じた。

富里第一小学校は卒業生が26名であった。卒業生も在校生も先生も感涙し、涙と感動の卒業式となった。呼びかけの言葉一つ一つから、小学校でのかけがえのない思い出がよみがえってくるようであった。さらに盛り上げたのは、校長先生からのプレゼントで、盲目のバイオリニストの生演奏であった。この方は、3歳で失明したが、陸上競技のアスリートとして挑戦を続け、今はバイオリニストとして活躍している。奏でる音楽は、本当に素晴らしく会場の人々の心を打ったことは言うまでもない。そして、挑戦し続ける姿勢は、卒業生に大きな勇気を与えた。中学生になっても困難に屈することなく目標を持っていろいろなことに挑戦してほしいと思った。

【委員】3月14日、浩養幼稚園の卒園式に出席した。開式の言葉の後、園歌が斉唱され、修了証書授与では、園児が壇上でしっかりと修了証書を受け取り、園長先生が笑顔で応える姿を見て、小学校へ入学しても笑顔を忘れずに元気に通学してほしいと思った。

3月15日、浩養小学校の卒業式に出席した。開式の言葉の後、国歌が斉唱され、卒業証書授与では、中学生の制服で堂々と卒業証書を受け取る姿に頼もしさを感じた。そして、別れの言葉では、卒業生、在校生が一人ずつ語るとともに、歌が交えられ、とても感情が伝わった。中学校に入学しても堂々と元気を出して行ってほしいと思った。

5 議案

【教育長】次に議案に入る。議案第1号教育委員会事務局職員の人事異動について、及び議案第2号富里市立小学校及び中学校教職員の人事異動の内申については、富里市教育委員会会議規則第10条第1項第1号の規定により非公開とする。異議はあるか。

(異議なしの声あり)

【教育長】賛成全員により議案第1号及び議案第2号は非公開とする。

【教育長】議案第1号及び議案第2号の審議を終了したので、非公開を解く。次に、議案第3号平成31年度とみさと教育プランの策定について、事務局からの説明を求める。

【教育総務課長】本案は、前回定例会議の協議内容を踏まえて修正を加えている。富里市教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】説明が終わった、質疑があればお願いします。
(質疑なしの声あり)

【教育長】質疑がないので採決する。議案第3号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。
(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第3号は原案のとおり可決した。
次に、議案第4号富里市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局からの説明を求める。

【教育総務課長】本案は、規則中に引用する「子ども課」の名称を「子育て支援課」に改めるなど、平成31年度の富里市行政組織の再編等に伴い所要の改正を行うもので、富里市教育委員会行政組織規則第8条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】説明が終わった、質疑があればお願いします。
(質疑なしの声あり)

【教育長】質疑がないので採決する。議案第4号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。
(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり可決した。
次に、議案第5号学校施設の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局からの説明を求める。

【教育総務課長】本案は、前回定例会議の協議内容を経て富里市教育委員会行政組織規則第8条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】説明が終わった、質疑があればお願いします。
(質疑なしの声あり)

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第5号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

(異議なしの声あり)

【教育長】 異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり可決した。

次に、議案第6号富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局からの説明を求める。

【参事兼学校教育課長】 本案は、学校教育法の改正に伴い事務体制の強化を目指し、副主査の職務について改正を行うほか事務主任及び共同実施組織を明記し、併せて学校医等の任期の規定などの所要の改正を行うものである。資料27ページからの新旧対照表では、前回定例会議の協議後に用語の整理等を行ったことにより変更の箇所がある。第5条第2項中ただし書きの「欠員が生じた場合の補欠の学校医等の任期は前任者の残任期間とする。」を「再任を妨げない。」へ変更している。また、第3項の「学校医等は再任されることができる。」を「学校医等が欠けた場合における補欠の学校医等の任期は、前任者の残任期間とする。」へ変更している。また、施行日のただし書きとして、「第5条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。」を加えた。現在の学校医等の委嘱期間の関係から、第5条のみ平成31年4月1日からの施行とするものである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いします。

(質疑なしの声あり)

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第6号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

(異議なしの声あり)

【教育長】 異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり可決した。

次に、議案第7号富里市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局からの説明を求める。

【参事兼学校教育課長】 本案は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期等について、明記する改正を行うものである。富里市立小学校及び中学校管理規則の一部改正に伴い、富里市立幼稚園管理規則についても学校医等の任期等を明記するものである。任期等の内容は、学校管理規則の第5条と同様である。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いします。

(質疑なしの声あり)

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第 7 号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

（異議なしの声あり）

【教育長】 異議ないものと認め、議案第 7 号は原案のとおり可決した。次に、議案第 8 号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、事務局からの説明を求める。

【参事兼学校教育課長】 本案は、現在委嘱している学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了となるため、富里市立小学校及び中学校管理規則第 5 条並びに富里市立幼稚園管理規則第 5 条の規定により、それぞれを委嘱するものである。資料 35 ページは学校医の候補者一覧である。備考欄における新任の記載は初めての委嘱を表し、学校医の新任は 5 名である。36 ページは学校歯科医の候補者一覧である。37 ページは学校薬剤師の候補者一覧である。学校歯科医及び学校薬剤師は全て再任である。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いする。

（質疑なしの声あり）

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第 8 号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

（異議なしの声あり）

【教育長】 異議ないものと認め、議案第 8 号は原案のとおり可決した。

次に、議案第 9 号健康管理医の委嘱について、事務局からの説明を求める。

【参事兼学校教育課長】 本案は、現在委嘱している健康管理医の任期が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了となるため、富里市立幼稚園、富里市立小学校及び富里市立中学校の健康管理医を委嘱したく提案するものである。富里市立健康管理医設置要綱では、健康管理医を市立学校及び市立幼稚園に各 1 名を置くことができ、健康管理医は、富里市医師連絡協議会の推薦及び校長の具申に基づき学校医の中から教育委員会が委嘱するとされている。また、健康管理医の任期は、それぞれの学校医の任期と同じ期間にすることとされている。資料 41 ページは、健康管理医の候補者一覧であり、新任 1 名のほかは全て再任である。38 ページは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び健康管理医の候補者を一覧にまとめたものである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いする。

（質疑なしの声あり）

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

（異議なしの声あり）

【教育長】 異議ないものと認め、議案第 9 号は原案のとおり可決した。次に、議案第 10 号富里市社会教育関係団体の認定の取消しについて、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】 本案は、4 団体からそれぞれ解散の届出があったので、富里市社会教育団体の認定に関する規程により、教育委員会の議決を求めるものである。

解散の事由について、「カモミール」は講師が不在となり活動が困難となったため、「富里琴友会」と「べにばな」は会員の減少により活動が困難となったため、「彩友会」は、会員の高齢化により活動が困難になったためということである。また、この 4 団体の認定取消しに当たっては、3 月 7 日に開催された富里市社会教育委員会議において異議ないものとされている。なお、それぞれの団体の活動内容等は、資料 43 ページに記載している。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いします。

（質疑なしの声あり）

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第 10 号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

（異議なしの声あり）

【教育長】 異議ないものと認め、議案第 10 号は原案のとおり可決した。次に、議案第 11 号富里市社会教育関係団体の認定について、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】 本案は、「3 B 体操」という団体から認定申請があり、2 月 13 日に受理し、3 月 7 日に開催された富里市社会教育委員会議において異議ないものとされた上、本日、教育委員会の議決を求めるものである。「3 B 体操」の由来は、ボール、ベル、ベルターという三つの用具の頭文字とのことである。この団体について、会員数は 12 名で、毎月 3 回、水曜日の午前 9 時 15 分から正午まで富里中央公民館を主会場として活動している。また、市の文化祭や主催事業に積極的に協力をしていきたいということである。なお、この団体の活動目的等は、資料 43 ページに記載のとおりである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いします。

（質疑なしの声あり）

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第 1 1 号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

（異議なしの声あり）

【教育長】 異議ないものと認め、議案第 1 1 号は原案のとおり可決した。次に、議案第 1 2 号富里市社会教育指導員の委嘱について、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】 本案は、社会教育指導員の任期満了に伴い、提案するものである。候補者は、資料 4 7 ページのとおりであり再任となる。任期は、平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。候補者には、平成 2 9 年度から本市の社会教育指導員として、家庭教育学級をはじめ「とみっこ大学」や「創年セミナー」などで指導・助言等をいただいているところである。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いする。

（質疑なしの声あり）

【教育長】 質疑がないので採決する。議案第 1 2 号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

（異議なしの声あり）

【教育長】 異議ないものと認め、議案第 1 2 号は原案のとおり可決した。次に、議案第 1 3 号富里市立小学校及び中学校の校庭体育館開放に関する規則第 4 条第 2 項による学校体育施設開放日時の変更について、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】 本案は、富里市体育協会バスケットボール専門部が、第 7 0 回印旛郡市民体育大会への強化練習を富里中学校体育館で行うため、同施設の開放日時の変更について、議決を求めるものである。なお、変更内容は、平成 3 1 年 4 月 3 日から平成 3 1 年 7 月 2 6 日までの水曜日及び金曜日において、午後 9 時 3 0 分までの開放時間を、午後 1 0 時までとするものである。なお、当該団体は、第 6 9 回印旛郡市民体育大会では同様に強化練習を行い、男子・女子の部ともに 3 位の成績を収めている。よろしく御審議の上、可決されるようお願いする。

【教育長】 説明が終わった、質疑があればお願いする。

【委員】 このことについては、昨年も同様に実施しているので特に問題はないと思うが、午後 1 0 時までの練習には、子供たちを連れて参加するのは控えるようお願いしたい。

【生涯学習課長】 ただいまの意見は、市体育協会バスケットボール専門部の代表者に伝える。

【教育長】他に質疑はないか。

(質疑なしの声あり)

【教育長】他に質疑がないので採決する。議案第13号について、原案のとおり可決することに異議はあるか。

(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第13号は原案のとおり可決した。

6 協議事項

【教育長】次に協議事項に入る。協議事項(1) 富里市公民館条例の一部改正について、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成31年10月1日から消費税率が10パーセントに改正されることに伴い、公民館の使用料の改正を行うものである。資料53ページは新旧対照表で、前回の平成26年4月1日に一部改正した使用料は、この資料では旧料金欄に記載している。この表に記載のサークル室から陶芸室までの使用料について、消費税率の引き上げ分を改正するものである。施行期日は、平成31年10月1日からとする。また、経過措置として、「この条例による改正後の富里市公民館条例第8条1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、従前の例による。」と規定を設ける。なお、市内の公共施設等では、同様に使用料の見直しを行っているようである。また、印旛管内の近隣市町の動向としては、平成31年3月に使用料を改正し4月1日から施行する市町もあるが、八街市、酒々井町の2団体からは、10月1日の施行に向けて本市と同様に取り組んでいると聞いている。

【教育長】説明が終わった。質疑等があればお願いします。

(なしの声あり)

【教育長】質疑等がないので本協議については、本日の内容を踏まえ事務局で調整していくこととしてよいか。

(異議なしの声あり)

【教育長】それでは、事務局で進めていくようお願いする。次に、協議事項(2) 富里市社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】本案は、協議事項(1)と同様の趣旨であるが、用語の整理など所要の改正を含めている。資料は、新旧対照表として59ペー

ジから61ページに添付していたが、一部を修正したいので、本日配布の別添資料に差し替えをお願いする。まず、使用料を規定する第8条は、消費税率の引き上げ分を改正するものである。また、第9条の減免規定は、「市長は、体育館の使用の目的が、教育の進行その他公益上特に必要があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。」と改める。次に、別表（第8条関係）の使用区分と使用単位について、2時間の単位を1時間へ変更し、使用区分を「午前9時から午後5時まで」と「午後5時から午後9時まで」の二つに区分し、それぞれの使用料を整理する。附則では、協議事項（1）と同様に施行期日は、平成31年10月1日からとし、経過措置として、条例改正前後の使用料の適用に関する規定を設けている。

【教育長】説明が終わった。質疑等があればお願いする。

（なしの声あり）

【教育長】質疑等がないので本協議については、事務局で調整していくこととしてよいか。

（異議なしの声あり）

【教育長】それでは、事務局で進めていくようお願いする。次に、協議事項（3）富里市営運動場の設置等に関する条例の一部改正について、事務局からの説明を求める。

【生涯学習課長】本案についても、消費税率改正に伴う使用料の改正が主なものである。また、別表（第5条関係）では、適用日の区分を一部修正するとともに、市外からの利用者及び営利を目的とする場合の使用料を新たに設け、本市に住所を有する者、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額及び営利を目的とする場合の使用料の額は、当該使用区分の額の5割増しの金額とする。なお、この算定にあたって10円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。最後に、附則では、協議事項（1）及び（2）と同様に施行期日を平成31年10月1日からとし、経過措置として、条例改正前後の使用料の適用に関する規定を設けている。

【教育長】説明が終わった。質疑等があればお願いする。

（なしの声あり）

【教育長】質疑等がないので本協議については、事務局で調整していくこととしてよいか。

（異議なしの声あり）

【教育長】それでは、事務局で進めていくようお願いする。

7 報告事項

【教育長】次に報告事項に入る。報告事項（1）第2次富里市子ども読書活動推進計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

【図書館長】「第2次富里市子ども読書活動推進計画」を見ていただきたい。まず、表紙には、子供たちに親しんでもらえるように、「とみちゃんのおむよむ応援プラン」という副題と、「とみちゃん」が本を読んでいるイラストを設けた。1ページの目次をお願いします。全体構成は、5章立てとしている。第1章では、計画策定にあたって、子どもの読書活動の意義、計画の位置づけ、計画期間、第2章では、本市の現状について、児童・生徒の現状、アンケート調査結果の概要、第3章では、第1期計画のまとめとして、平成19年に策定した第1期計画の推進状況と課題を整理している。第4章では、計画の基本的考え方について、目的と基本方針、第5章では、子ども読書推進のための分野別の取組について、分野別に家庭、地域、市立図書館、学校としての取組を整理するとともに、事業別の目標一覧を掲載している。なお、本計画については、平成31年2月19日に開催の富里市立図書館協議会の審議を経ている。それでは、第1章の2ページをお願いします。第1章では、計画の策定にあたって、子どもの読書活動の意義について、インターネットや携帯電話等により、子どもたちの活字離れや読書離れが指摘される中、それらを踏まえて第2次計画を策定することなどを記載している。次に3ページをお願いします。計画の位置づけについて、本計画は、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定するもので、「千葉県子ども読書活動推進計画（第三次）」とともに、平成19年3月に策定した「富里市子ども読書活動推進計画」及び「富里市教育プラン」の実施状況や課題などを踏まえている。計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間としている。次に4ページをお願いします。第2章の本市の現状では、アンケートを実施し、それぞれの結果を基に分析を行った。総合的には、子ども読書活動が推進できていることがうかがえる。一方、事業を展開する中で、学年が上がるにつれての読書離れの傾向がみられるアンケート結果となっている。次に6ページをお願いします。第3章は第1次計画のまとめとして、平成20年度、24年度、28年度のそれぞれの事業の参加団体数や参加者数などを中心に実績を記載している。次に14ページをお願いします。第4章では計画の基本的考え方について、平成19年3月に策定の「富里市子ども読書活動推進計画」の基本理念を継承し、本市の実情を踏まえ、資料の「ア」「イ」「ウ」のとおり、「ア」子どもが読書に親しむ機会の充実、

「イ」子どもの読書活動を支える環境の整備・充実，「ウ」子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を基本とする。次に15ページをお願いする。第5章の子ども読書活動推進のための分野別取組について，家庭，地域，図書館，学校それぞれ分野別の取組状況を記載している。最後になるが，事業ごとに進捗や達成状況がわかるように目標値を設定している。内容は，20ページから21ページに記載のとおりである。

【教育長】説明が終わった。質疑等があればお願いする。

【委員】18ページの具体的な取組について，学校図書館の環境整備に関して，私がこれまで小・中学校の図書室を見た中で，小学校では子供の目線に本棚があり，子供が立った状態で本を選べる。市立図書館も同じ状況であると思うが，中学校では書架が非常に高いことから，はしごを使って本を取るような状況がある。スーパーマーケットなどでは目線のところにあるものが一番売れる商品になるという発想がある。本についても目線にあることで興味を引くきっかけになることがあると思う。そのような視点から，本の配置や書架の変更などにより，子供たちが本に接する時間を充実させられるような検討をお願いしたい。

【図書館長】図書館では，毎月，司書が会議を行い，子供たちの図書への親しみなども話しあっている。その中でも検討していきたいと思う。

【教育長】他に質疑等があればお願いする。

(なしの声あり)

【教育長】次に，報告事項(2)月例報告をお願いする。

【教育総務課長】3月の月例報告は記載のとおりである。4月の予定では，25日午前10時から第1回教育委員会定例会議を予定している。

【参事兼学校教育課長】3月に終了した行事は記載のとおりである。教育委員の皆様には，小・中学校卒業式や幼稚園卒園式へ協力をいただき感謝している。また，3月27日には教職員の辞令の交付及び伝達式があるので，委員の皆様には出席をお願いする。4月には，4日に校長会議，5日に教頭会議を予定している。また，8日に中学校入学式，9日に小学校入学式，10日に幼稚園入園式，11日に富里市学校教育研究会総会が予定されているので，委員の皆様には出席等の協力をお願いしたい。平成30年度分学校給食費徴収状況について，2月末日現在の徴収率は98.5パーセント，前年同期比0.08ポイントの減となっている。2月8日に児童手当が支給され，事前に給食費への充当の申出がないものも含め合計108万2,360円の給食費を徴収した。現年度の出納整理期間である5月末に向けて，電話催告などにより引き続き徴収率向上に努めていく。

3月4日に平成30年度第11回校長会議を行った。はじめに、教育総務課から、富里市ロケーション撮影活動への協力について説明があった。学校教育課からは、2月の事故報告について、児童・生徒の交通事故が3件あり、大きな事故ではなかったが3件とも救急搬送され、うち2件は打撲、うち1件は手首の骨折と診断された。引き続き交通事故の防止、安全教育の徹底に留意するよう話をした。

長欠・不登校の現状については、ほぼ昨年度と同じような状況である。野田市の事件後の緊急点検について、富里市では、現在、長欠・不登校の中で1名だけ本人に会っていない子供がいる。ただし、その1名の住宅と同一敷地内に親戚が住んでいて、親戚の子供は同じ学校に通っている。親戚の子供及び本人の親とは会って話ができているので、引き続き粘り強く取り組んでいく。また、長欠・不登校の未然防止、虐待の防止に係る内容についても共通理解を図り、各校長のリーダーシップを再度お願いした。

教職員の服務等については、不祥事を本市から絶対に出さないという強い決意を今一度持っていただきたいと伝えた。今年度及び昨年度も富里市からは不祥事は出ていない。ただし、不適切や配慮不足があったような指摘を受けた事実があることから、次年度へ向けて、丁寧な指導や対応をしていくよう話をした。また、働き方改革の関連として最終退勤者の施錠時刻について、小・中学校の平均で平成30年の4月よりも1時間強の短縮となったが、引き続き意識し、労務管理を徹底するようお願いした。

【学校給食センター所長】平成30年度学校給食学校別残菜率について報告する。平成30年度2月の残菜率は、前年同月比0.95ポイント減、前月比2.5ポイント減の14.44パーセントとなり、平成30年度では最も少ない状況となった。また、平成31年度の学校給食は、4月9日から実施し、平成30年度同様に190回の給食を予定している。

【生涯学習課長】資料72ページをお願いする。3月の月例報告は記載のとおりである。4月の予定では、14日の記載内容について、「青少年相談員感謝状贈呈式及び委嘱状交付式」へ修正をお願いする。次に、73ページのスポーツ振興室の関係について、月例報告は記載のとおりであるが、4月の予定では、7日の市スポーツ推進員会議の開催予定が14日に変更となったので了承をお願いする。

【図書館長】月例報告は記載のとおりである。4月の予定では、27日に「子ども読書の日記念おはなし会」を開催する。

【教育長】各課等からの報告が終わった。質問等があればお願いします。
(なしの声あり)

8 その他

【教育長】次にその他に入る。その他として、何かあればお願いします。
(なしの声あり)

9 教育長閉会宣言

【教育長】以上で、平成30年度第14回富里市教育委員会定例会議を
閉会する。